

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和4年4月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
1	市民生活に関する支援	市税の支払い猶予	市税の納付が困難な人	市税の納付が困難な人に対し徴収猶予など納税の緩和を行います。	納税課 0748-24-5606 050-5801-5606
2	市民生活に関する支援	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払い猶予、減免	保険料の納付が困難な人	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などにより、保険料の納付が困難な人に対する保険料の徴収猶予又は減免を行います。	保険料課 0748-24-5632 050-5801-5632
3	市民生活に関する支援	国民年金保険料の全額免除、納付猶予、一部免除及び学生納付特例	国民年金保険料の納付が困難な人	新型コロナウイルスの影響による収入の減少などにより、保険料の納付が困難な人に対する国民年金保険料の全額減免、一部減免又は納付猶予を行います。	保険年金課 0748-24-5631 050-5801-5631 彦根年金事務所 0749-23-1116
4	市民生活に関する支援	住居確保給付金支給（対象者範囲の拡大）	離職から2年以内の人又は個人の都合によらず収入が減少した人（収入要件・資産要件あり）	離職や減収等により住居を喪失する恐れのある人に対して家賃相当額の給付を行います。	健康福祉政策課 0748-24-5512 050-5801-0945
5	市民生活に関する支援	自立相談支援事業	不安定就労や多重債務などにより困窮状態に陥っている世帯	関係機関との協力、連携により就労や家計改善に係る支援を提供し早期の自立を促します。	健康福祉政策課 0748-24-5512 050-5801-0945
6	市民生活に関する支援	市営住宅の家賃等相談対応	市営住宅入居者	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減ったという相談について、福祉部局との連携を十分にとり、対応を行います。	住宅課 0748-24-5652 050-5801-5652
7	市民生活に関する支援	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	水道料金、下水道使用料の納付が困難な人	新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金、下水道使用料の支払いが困難な人に対して支払いを猶予します。（但し、湖東、愛東地区の水道料金については、愛知郡水道事務所へお問い合わせください。）	水道課 0748-22-2061 050-5801-2061 下水道課 0748-24-5665 050-5801-5665 農村下水道課 0748-24-5626 050-5801-9918 愛知郡水道事務所 0749-46-0168
8	市民生活に関する支援	生活福祉資金貸付制度・緊急小口資金	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の貸付を行います。	東近江市社会福祉協議会 相談支援課 0748-24-2940 050-5802-2988

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和4年4月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
9	市民生活に関する支援	市立病院での発熱(感染)外来の開設	発熱や感染症状のある方	発熱症状や高熱な状態、または感染症の疑いのある方を対象に予約制で実施します。 受診受付時間: 午前8時～11時30分	東近江市立能登川病院 0748-42-1333
10	市民生活に関する支援	市営住宅の一時入居	新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された人	新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等により、現に居住している住宅から退去を余儀なくされている人に市営住宅を一時的に有料で提供します。	住宅課 0748-24-5652 050-5801-5652 健康福祉政策課 0748-24-5512 050-5801-0945
11	市民生活に関する支援	福祉事務所面接相談等体制強化事業	新型コロナウイルス感染症により増加した生活保護の新規申請者	生活保護の新規申請に対する決定事務処理の補助業務を行うことにより、必要な方へ必要な生活保護を滞りなく決定します。	生活福祉課 0748-24-5644 050-5801-5644
12	市民生活に関する支援	産前産後サポート事業(保健指導)	市内に住所を有する妊産婦等	感染への不安が大きい妊産婦等に対し、動画配信やオンラインでのマタニティ教室、離乳食相談、個別保健指導や電話対応による個別保健指導を行います。	健康推進課 0748-24-5646 050-5801-5646
13	市民生活に関する支援	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和2年4月1日から令和3年4月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	①1日当たり支給額(11,000円が上限)×②休業実績 ※①②の算定方法は以下のとおり ①:休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)－(就労した日数+労働者の事情で休んだ日数)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15
14	市民生活に関する支援	国民健康保険及び後期高齢者医療制度傷病手当金	国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者のうち被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者	給与収入の3分の2相当額を支給【対象期間:令和2年1月から令和4年6月30日まで(遡及適用)】	保険年金課 0748-24-5631 050-5801-5631

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和4年4月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
15	市民生活に関する支援	新型コロナウイルスワクチン接種事業	5歳以上の市民	新型コロナウイルス感染症対策のため、市民へのワクチン接種を実施します。	新型コロナウイルスワクチン接種推進室 0748-24-5688 050-5801-5646
16	市民生活に関する支援	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	総合支援資金の特例貸付を限度額まで利用した世帯又は、総合支援資金の特例貸付を令和4年6月までに借り終わる世帯（収入要件・資産要件あり）	特例貸付を限度額まで利用した世帯に対して、就労による自立を支援することを目的に給付金を支給します。	健康福祉政策課 0748-24-5512 050-5801-0945
17	市民生活に関する支援	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	①住民税非課税世帯 令和3年12月10日時点で本市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度の住民税が非課税である世帯 ②家計急変世帯 本市に住民登録があり、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、世帯員全員の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯 ※①②ともに住民税が課税されているほかの親族等に扶養を受けている場合は対象外	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した人が、生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、10万円を給付します。	手続に関すること 健康福祉政策課生活支援給付金室 0748-24-5639 制度に関すること 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター 0120-526-145